

新型コロナウイルス感染症対策に関連して国際課から参考送付した事務連絡一覧
(令和3年8月2日時点)

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2020年2月28日	新型コロナウイルス感染症対策のための外国人学校等における対応について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	一斉臨時休校の通知 (初・中・高文書)元文科初第1585号 令2年2月28日 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)
2020年3月24日	新型コロナウイルス感染症対策に関する教育活動の再開等のためのガイドラインについて(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校再開に向けた通知(学校再開ガイドライン、臨時休業ガイドライン) 専門家会合を受け、具体的な検討基準を示したもの (初・中・高文書)元文科初第1780号 令2年3月24日 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)
2020年4月2日	新型コロナウイルス感染症対策に関する教育活動の再開等のためのガイドラインについて(追加参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	臨時休業ガイドラインの改訂 専門家会合を受け、具体的な検討基準を示したもの (初・中・高文書)2文科初第3号 令2年4月1日 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(通知)
2020年4月8日	「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(追加参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	臨時休業ガイドラインの改訂 緊急事態宣言を受け、対象区域における考え方を示したもの (初・中・高文書)2文科初第57号 令2年4月7日 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(通知)
2020年4月20日	「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(追加参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	臨時休業ガイドラインの改訂 緊急事態宣言が全都道府県になったことを受け、施設の使用制限要請がなかった場合の対応を追加 (初・中・高文書)2文科初第137号 令2年4月17日 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について(通知)
2020年5月1日	新型コロナウイルス感染症対策に関する教育活動の再開等のためのガイドラインを補足する工夫について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	両ガイドラインを補足する学校運営上の工夫 分散登校、距離を確保した座席配置等 (初・中・高文書)2文科初第222号 令2年5月1日 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(通知)
2020年5月22日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校を再開していくにあたり、児童生徒教職員の感染リスクを低減するための衛生管理マニュアルの通知 (初・中・高文書)学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22Ver.1)
2020年6月4日	学校における消毒の方法等について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	衛生管理マニュアルに追加される学校における消毒方法の最新情報について通知 日中の消毒方法、感染者発生時の消毒方法、消毒薬品の取り扱い等 (初・中・高文書)事務連絡 令2年6月4日 学校における消毒の方法等について
2020年6月17日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	6/16時点の最新情報に基づき、衛生管理マニュアルを改訂 (初・中・高文書)事務連絡 令2年6月16日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年8月11日	小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等、並びに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校教育活動再開にあたり学校関係者の感染事例が見られるようになってきたため、その事例を集計・分析し、今後の対策についてまとめたもの (初・中・高文書)2文科初第700号 令2年8月6日 小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知) 8/6時点の最新情報をもとに衛生管理マニュアルを改訂したことを通知 (初・中・高文書)事務連絡 令2年8月6日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年8月21日	小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について【英語版】(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校教育活動再開にあたり学校関係者の感染事例が見られるようになってきたため、その事例を集計・分析し、今後の対策についてまとめたもの (初・中・高文書)2文科初第700号 令2年8月6日 小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)【英語版】
2020年9月4日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	9/3時点の最新情報をもとに衛生管理マニュアルを改訂したことを通知 (初・中・高文書)事務連絡 令2年9月3日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年12月3日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	12/3時点の最新情報をもとに衛生管理マニュアルを改訂したことを通知 (初・中・高文書)事務連絡 令2年12月3日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年12月9日	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	11月以降、学校における合唱活動等に関係した集団感染が複数発生したことを踏まえ、合唱等を行う場面の新型コロナウイルス感染症の対策についてまとめたもの (初・文・高文書)2文科初第1327号 令2年12月8日 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(令和2年12月8日通知)
2021年1月5日	小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	(初・文・高文書)2文科初第1445号 令3年1月5日 小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
2021年1月8日	新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の発出を踏まえ、各学校において留意頂きたい事項を整理した通知 (初・文・高文書)2文科初第1462号 令3年1月8日 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2021年1月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の対象地域拡大に伴い、改めて各学校において留意頂きたい事項に関して注意喚起する通知 (初・文・ス文書)2文科初第1493号 令和3年1月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
2021年2月9日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(令和3年1月8日通知)」の概要の複数言語翻訳版の送付について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	「学校教育活動を継続するためのチェックリスト」を含め、2021年1月8日に発出された通知の概要を多言語翻訳した資料の送付 (初・文・ス文書)2文科初第1462号 令和3年1月8日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
2021年2月19日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	在留外国人が自国の伝統や風習に基づき行うお祭り等を実施するにあたっての留意点について周知するための通知の送付 (事務連絡)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年2月19日 在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(第4報)
2021年2月22日	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められることを見込んで「持続的な学校運営のためのガイドライン」を改訂したことに係る通知 (初・教・高・ス・文書)2文科初第1769号 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について(通知)
2021年3月11日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の各国言語による周知について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	2021年2月19日に発出した「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」について、一部箇所を18か国語に多言語翻訳した資料を送付
2021年4月16日	学校の水泳授業における感染症対策について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	水泳授業の実施にあたって、感染リスクへの対策について示した事務連絡 (事務連絡)スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課 令和3年4月9日 学校の水泳授業における感染症対策について
2021年4月21日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	在留外国人が自国の伝統や風習に基づき行うお祭り等を実施するにあたっての留意点について周知するための通知の送付 (事務連絡)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年4月21日 在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(第5報)
2021年4月28日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果の更新、変更に係る知見及び対策等を追記したものを通知 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年4月28日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2021年5月10日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の期間の延長及びまん延防止等重点措置の公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月7日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年5月14日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校衛生管理マニュアルについて、亜塩素酸水の扱いを追記した旨を通知 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月14日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部追記について
2021年5月18日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の期間の延長及びまん延防止等重点措置の公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年5月28日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校衛生管理マニュアルについて、亜塩素酸水の扱いの記載内容を一部修正・加筆した旨を通知 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月28日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」の一部修正について
2021年5月31日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の及びまん延防止等重点措置期間の延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月28日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年6月1日	本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	ミャンマーにおけるクーデターに対する抗議デモの活発化、及び国軍の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案の発生等、本国情勢が不透明な状況であることを踏まえた、当面の間の緊急避難措置についての周知。 (事務連絡)出入国在留管理庁在留管理支援部 令和3年5月28日 本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置について(情報提供)

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2021年6月9日	新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について(周知)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、新型コロナワクチンの職域接種について、専用WEB入力フォームを通じた申請受付が6月8日から開始された旨の事務連絡。 (事務連絡) 高等教育局高等教育企画課 令和3年6月8日 教職員や学生等を中心に大学等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について(周知)
2021年6月11日	厚生労働省「職域接種会場申請サイト」の仕様変更について(周知)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	6月9日より、申請サイトの仕様が変更となり、接種対象が1000人以上でなければ、申請ができないようになった旨を周知する事務連絡。
2021年6月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	特定区域のまん延防止等重点措置の終了を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年6月11日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年6月18日	専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)における抗原検査簡易キット配布希望の調査について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	幼稚園・小学校・中学校に相当する課程を除く外国人学校におけるキットの配布希望について、調査を実施する旨の事務連絡。
2021年6月18日	感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において感染者が発生した際の、保健所や検査機関に対する協力依頼についての事務連絡 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年6月17日 感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について
2021年6月21日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	特定区域のまん延防止等重点措置の終了を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年6月11日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年6月22日	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種により実施することについての考え方及び留意点等について周知する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 / 厚生労働省健康局健康課予防接種室 令和3年6月22日 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について
2021年6月29日	医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原検査のガイドライン等について	各都道府県各種学校所管課 各国在日本大使館 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会	幼稚園・小学校・中学校に相当する課程を除く外国人学校における抗原検査簡易キットの手引きにおいて、追ってお知らせするとしていた教材について、周知する事務連絡。
2021年7月7日	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて(周知)	各都道府県各種学校所管課 各国在日本大使館 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会	幼稚園・小学校・中学校に相当する課程を除く外国人学校における抗原検査簡易キットの手引きにおいて、追ってお知らせするとしていた健康観察アプリについて、周知する事務連絡。
2021年7月12日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の追加と期間延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年7月9日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年7月12日	小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校が夏季休業を迎えるにあたり、学校において留意すべき事項について周知するための通知の送付。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年7月9日 小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
2021年7月29日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	在留外国人が自国の伝統や風習に基づき行うお祭り等を実施するにあたっての留意点について周知するための通知の送付。 (事務連絡) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年7月29日 在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(第6報)
2021年8月2日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の追加と期間延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年7月30日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

令和3年7月12日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（参考送付）

このたび、内閣総理大臣より、令和3年7月12日から8月22日までを期間として、東京都を対象に緊急事態宣言が行われるとともに、沖縄県を対象区域として、緊急事態宣言の期間が令和3年8月22日まで延長されることとなりましたのでお知らせします。

また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていた埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の措置期間が令和3年8月22日まで延長されるとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置が7月11日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。変更後の対処方針における学校における取扱いについては、別添資料のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）」によりお知らせした内容から変更はありません。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel：03-5253-4111（内線 3222）
Fax：03-5253-3669,
E-mail：kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

July 12, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency

We would like to inform that the Prime Minister has declared a state of emergency for Tokyo during the period from July 12 to August 22, 2021 and has extend the period of the Declaration of a state of emergency for Okinawa Prefecture until August 22, 2021.

In addition, the period of the Priority preventative measures for Saitama, Chiba, Kanagawa and Osaka Prefectures has been extended until August 22, 2021 and the Priority preventative measures for Hokkaido, Tokyo, Aichi, Kyoto, Hyogo and Hukuoka Prefectures have ended on July 11, 2021.

In accordance with the above, the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised.

The countermeasures against COVID-19 at schools that are stipulated in the revised Basic Policies, as the attached document, remain the same as what was announced by the "Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of the state of emergency in accordance with the Act on Special Measures against Pandemic Influenza and New Infectious Diseases (Notification dated June 18, 2021 by Health Education and Shokuiku Division, Elementary and Secondary Education Bureau, MEXT)".

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to schools for foreign students among the "miscellaneous category" schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

7月8日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年7月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、令和3年7月12日から8月22日までを期間として、東京都を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、沖縄県を対象区域として、法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年8月22日まで延長されることとなりました。

また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていた埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府の措置期間が令和3年8月22日まで延長されるとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が7月11日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、

積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について(周知・調査)」(令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において調査を行った抗原簡易キットについては、現在、配付の準備を進めております。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、新たな変異株(デルタ株)の感染者数が増加し、今後置き換わりが進むことが想定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密

ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配意いただきたいこと。

加えて、別途、文部科学省から発出する、小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底に関する事務連絡も踏まえ、感染症対策を徹底いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和3年4月28日 Ver.6)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特にこれから大会やコンクールが多く開催されることや生徒の心情等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙2を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3．学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

（参考）文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4．運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5．変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siyou/kihon_r_030708.pdf

（関連する記載の抜粋）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

7）学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学

校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

< 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

< 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について(依頼)

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

< 本件担当 >

(運動部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話：03-5253-4111(内線 3777)

(文化部活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111(内線 2832)

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1. 大会等の運営

(1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

(2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際等は、周囲の人となるべく距離（ ）を空けさせること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けること。

2. 大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する14日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離()を空けさせること。
- ()感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に(最低1m)の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やりハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（ ）を十分確保すること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

(6) 大会等の会場の環境

換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

(7) 施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

(8) ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

(9) 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（ 6 ） のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。

夏季休業を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について留意すべき事項をまとめましたので、対策の徹底をお願いします。

事務連絡
令和3年7月12日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（参考送付）

このたび、小学校、中学校及び高等学校等において夏季休業を迎えるに当たり、学校において留意すべき事項を別紙のとおりまとめましたのでお知らせいたします。各外国人学校におかれては、別紙事項に留意し、夏季休業期間においても警戒を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただくようお願いします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel：03-5253-4111（内線 3222）

Fax：03-5253-3669,

E-mail：kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

July 12, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Thorough countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools during summer vacation

We would like to inform that we have compiled items **of which** elementary schools and junior and senior high schools should be aware for **countermeasures against novel coronavirus disease** during the summer vacation as per the attached document. We would like to ask schools for foreign students to take thorough countermeasures against COVID-19 even during the summer vacation, paying attention to the items described in the attached document.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous school departments: please send this notification to schools for foreign students among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

夏季休業を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について留意すべき事項をまとめましたので、対策の徹底をお願いします。

事務連絡
令和3年7月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

各学校等及び設置者におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に多大なる御尽力を頂いており、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、各地で変異株（アルファ株）の感染者割合が上昇し、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されています。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されています。さらに、アルファ株よりも感染しやすい可能性が示唆されているデルタ株については、感染者数が増加しており、今後置き換わりが進むことも懸念されています。

このような状況に鑑み、このたび、小学校、中学校及び高等学校等において夏季休業を迎えるに当たり、学校において留意すべき事項を下記のとおりまとめました。各学校等及び設置者におかれては、下記事項に留意し、夏季休業期間においても警戒を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主

管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1 感染症対策の徹底について

令和3年5月の児童生徒等(幼児児童生徒をいう。以下同じ。)の感染経路を見ると、小学生の80%、中学生の63%、幼児の72%が「家庭内感染」であり、最も高い割合となっていた。一方、高校生は「感染経路不明」が39%で最も割合が高く、「家庭内感染」は32%であった(別添1)。

このように、依然として多くの学校種で「家庭内感染」の割合が高くなっていることを踏まえ、夏季休業中も、以下の点に留意しながら日常生活を送るよう児童生徒等に指導すること。

また、令和3年5月の教職員の感染経路を見ると、「感染経路不明」が56%、「家庭内感染」が28%となっていた。このことを踏まえ、教職員においても、夏季休業中の感染症対策を徹底すること。

(1) 感染症の予防

- ・感染症を予防するには、身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること
- ・咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密(密閉、密集、密接)を避ける等の予防策の徹底が必要であること。
- ・発熱等の風邪症状がある場合には外出を控え、自宅で休養するようにすること。
- ・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、外での会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、会食後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要であること。
- ・高校生については、他の学校種と比較して「感染経路不明」の感染者の割合が高くなっていることを踏まえ、普段の生活において自ら感染症対策を意識し、適切に行動することが重要であること。

(2) 正確な情報に基づく行動

- ・誤った情報や不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うようにすること。

(3) 差別や偏見の防止

- ・感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染拡大につながり得ること。
- ・予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し、生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であること。加えて、身体的な理由や様々な理由によって

ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

(4) 高齢者や基礎疾患のある方に接するときの注意

- ・新型コロナウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。

2 部活動について

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生している。特に夏季休業中は、様々な大会やコンクール等が開催されるほか、練習試合や合同練習、合宿等が企画・実施され、感染リスクが高まると考えられることから、警戒度を一層高め、基本的な感染症対策を徹底することが極めて重要である。

各学校等及び設置者におかれては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」(以下「衛生管理マニュアル」という。)第3章の2.における記載事項を踏まえ、感染リスクの高い活動等に十分留意すること。その際、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

このほか、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意すること。

3 水泳活動や学校プールの開放について

夏季休業中の水泳活動や学校プールの開放に当たっては、「学校の水泳授業における感染症対策について」(令和3年4月9日付けスポーツ庁政策課学校体育室・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)を参考にして、感染症対策を徹底すること。

4 熱中症の予防について

夏季休業中は、部活動や校外活動等の学校における教育活動のほか、児童生徒等のみで活動する機会が増えること等により、熱中症にかかる可能性が高まることが考えられる。このため、熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長連名通知)を踏まえ、児童生徒等への指導も含めて適切に対応すること。

特に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、基本的にはマスクを着用することが望ましいと考えられるが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応いただきたいこと。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いしたいこと。

5 登校日について

夏季休業中に、健康観察や学習状況の確認、補習等の実施のために登校日を設定する必要がある場合には、衛生管理マニュアル第3章の7.を参考に、各学校においては、例えば、次のような工夫や指導を行うこと。

- ・登下校中は、校門や玄関口等で密集が起こらないよう、登下校時間帯を分散させること。
- ・集団登下校を行う場合に、子供同士で密接とならないよう指導すること。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高いときであって、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導すること。また、小学生など自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供に対しては、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。
- ・公共交通機関を利用する場合には、基本的な感染症対策を徹底するほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を行うこと。

6 家庭との連携について

児童生徒等の感染経路については「家庭内感染」の割合が多く、児童生徒等の感染を防ぐためには、各家庭の協力が不可欠である。このため、例えば、次のような取組について、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力を呼びかけること。

- ・毎日の児童生徒等の健康観察を行い、発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養するようにすること。
- ・感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう対策を講じること。
- ・各家庭において、「新しい生活様式」の実践（実践例は別添2を参照）に引き続き取り組むとともに、「人との接触を8割減らす、10のポイント」（別添3）や「感染リスクが高まる「5つの場面」」（別添4）等を参考に、日常生活において感染リスクを減らす行動を心がけること。

【参考資料】

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- 「学校の水泳授業における感染症対策について」(令和3年4月9日付けスポーツ庁政策課学校体育室・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00020.html
- 「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長連名通知)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343.htm
- 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

【参考リンク】

- 内閣官房「スマートライフのために」
<https://corona.go.jp/prevention/>
記の6.で言及した「新しい生活様式」の実践例や「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」など、感染症対策に係るポスター・チラシや動画が掲載されています。
- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

< 本件連絡先 >

文部科学省 :03-5253-4111(代表)

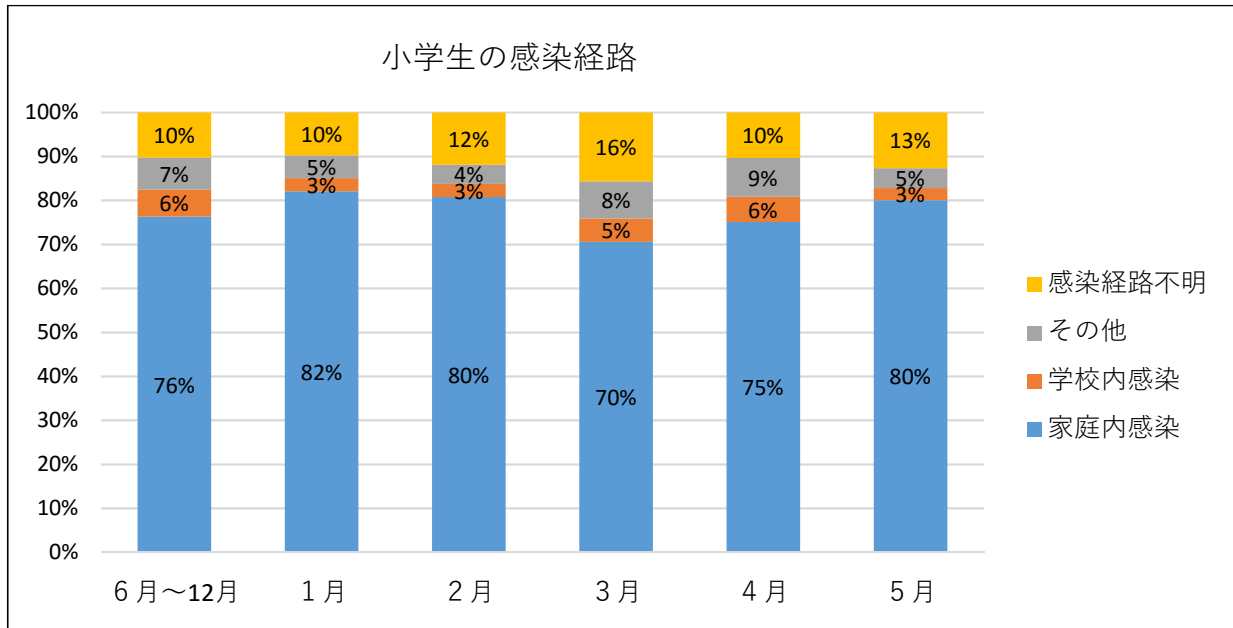
○ 下記以外の保健指導 衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

○ 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課 (内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

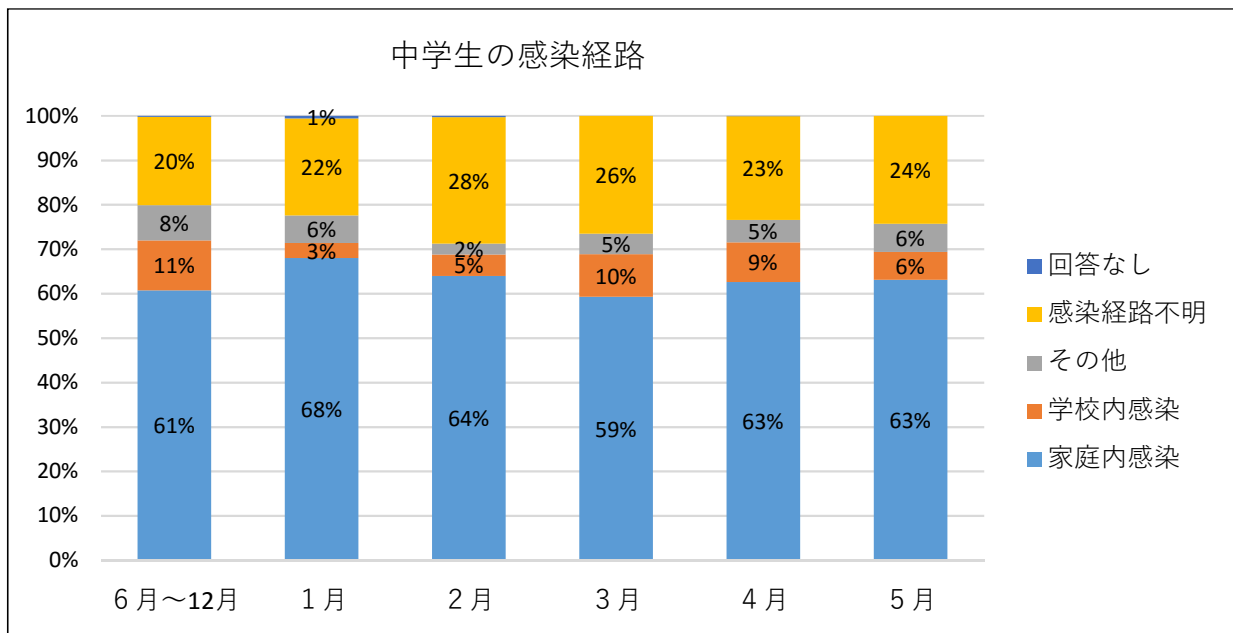
○ 学校プールの開放に関すること
スポーツ庁 参事官(地域振興担当)(内3773)

○ 熱中症の予防に関すること
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習 安全課 (内2966)

学校関係者における新型コロナウイルス感染症の感染状況 (令和2年6月1日～令和3年5月31日までに文部科学省に報告があったもの)

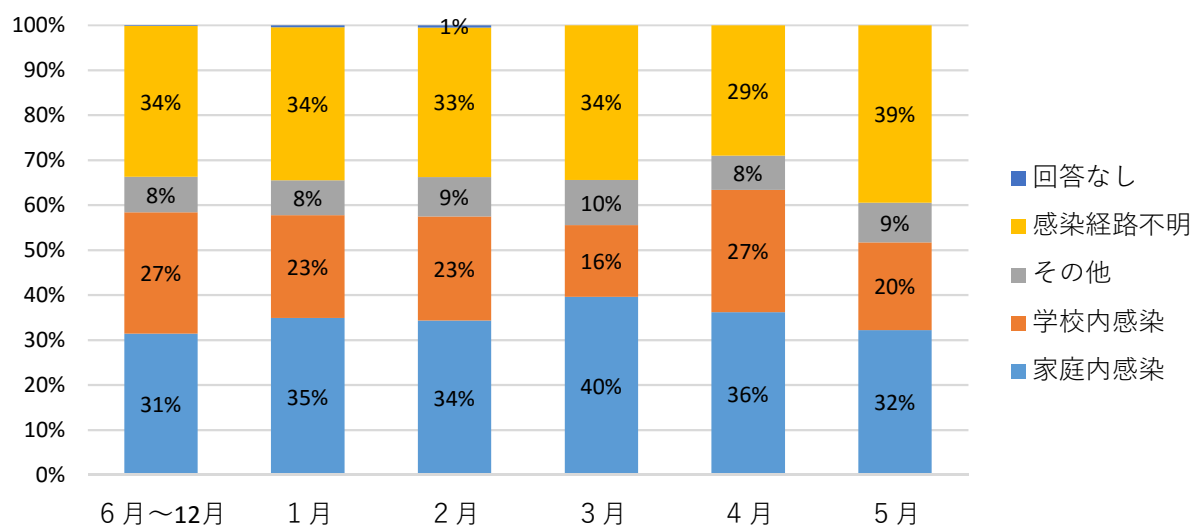


小学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	2014	1802	428	374	1237	1456
学校内感染	161	66	16	28	94	50
その他	193	113	23	45	145	82
感染経路不明	271	215	63	83	171	231
回答なし	4	6	2	1	0	0
合計	2643	2202	532	531	1647	1819



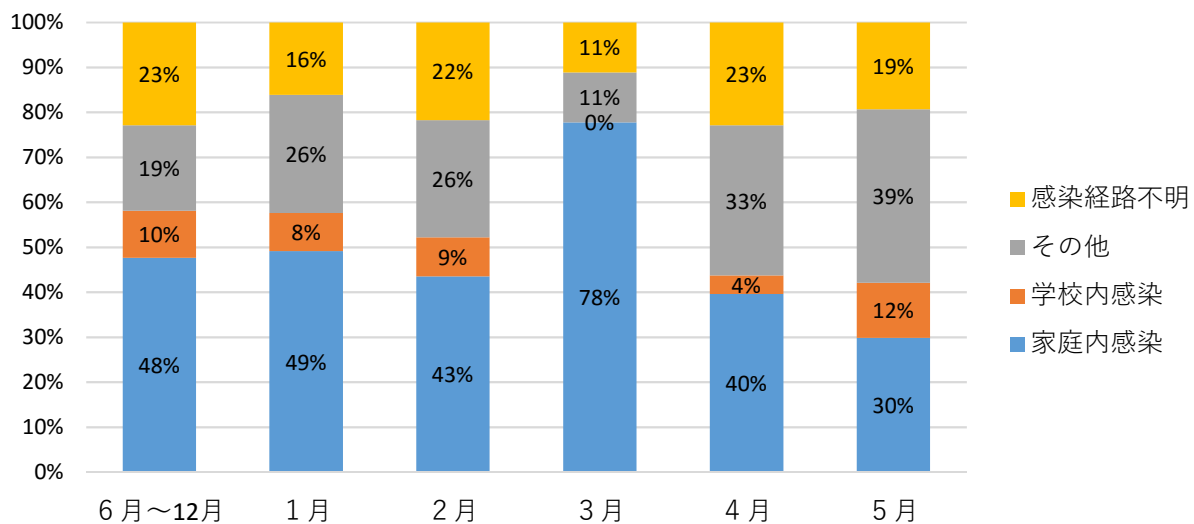
中学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	1111	959	211	179	751	791
学校内感染	206	48	16	29	107	79
その他	145	87	8	14	60	79
感染経路不明	364	308	94	80	280	305
回答なし	4	8	1	0	1	0
合計	1830	1410	330	302	1199	1254

高校生の感染経路



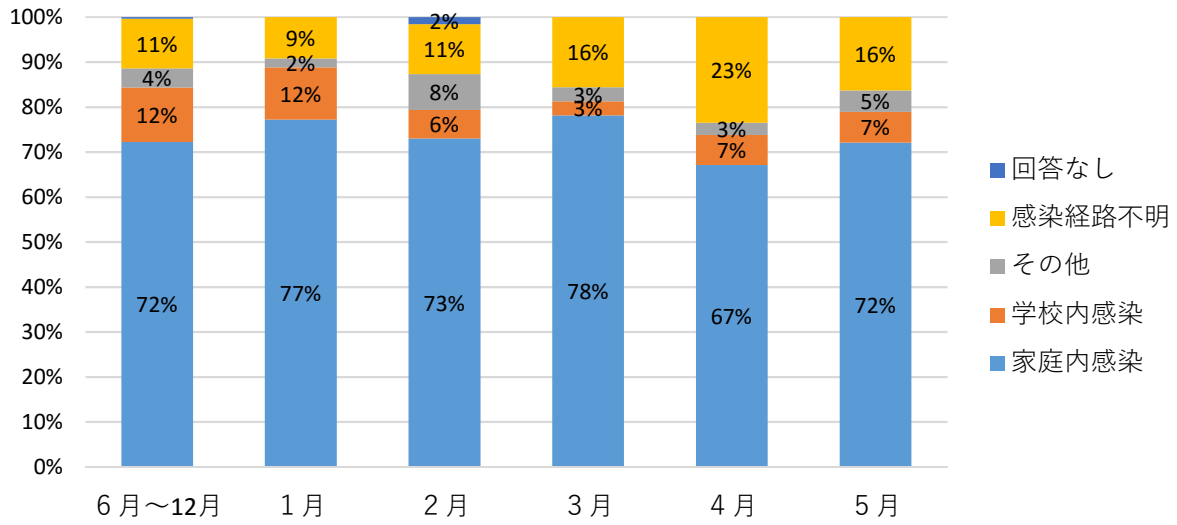
高等学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	979	969	188	161	621	449
学校内感染	841	637	127	65	468	272
その他	247	214	48	41	130	123
感染経路不明	1045	947	182	140	499	550
回答なし	6	13	3	0	0	0
合計	3118	2780	548	407	1718	1394

特別支援学校児童生徒の感染経路



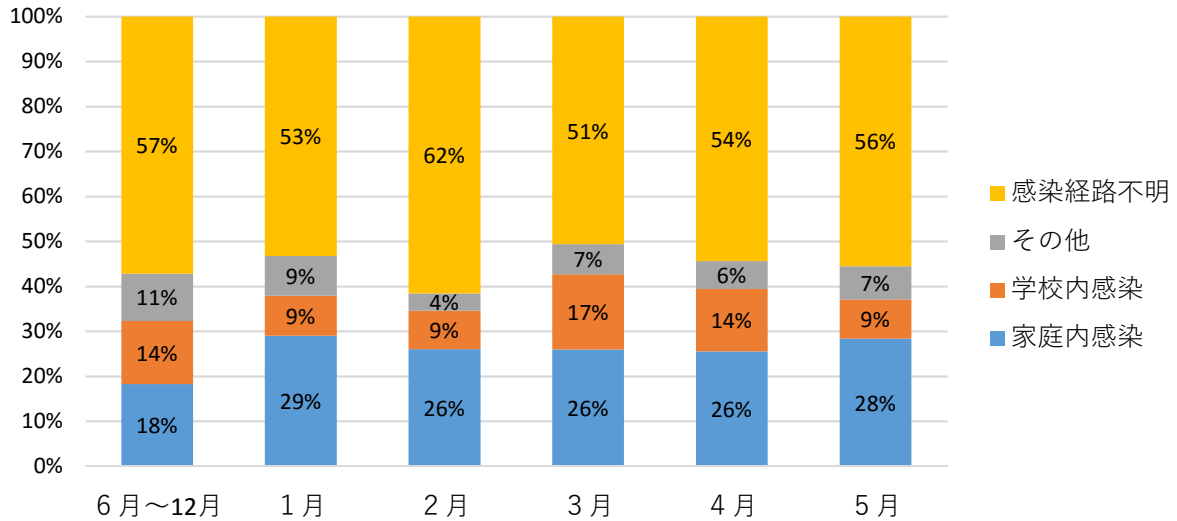
特別支援学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	50	58	10	14	38	17
学校内感染	11	10	2	0	4	7
その他	20	31	6	2	32	22
感染経路不明	24	19	5	2	22	11
合計	105	118	23	18	96	57

幼児の感染経路



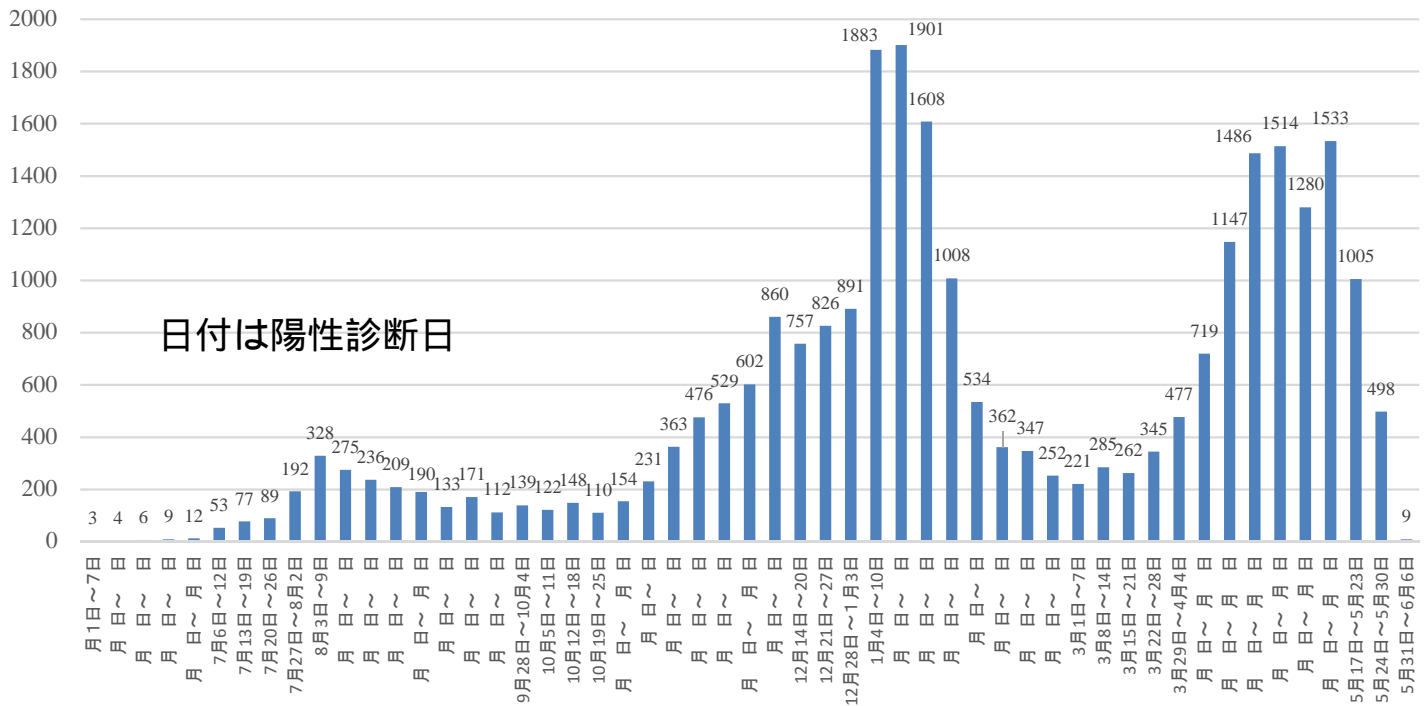
幼稚園	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	203	159	46	25	100	106
学校内感染	34	24	4	1	10	10
その他	12	4	5	1	4	7
感染経路不明	31	19	7	5	35	24
回答なし	1	0	1	0	0	0
合計	281	206	63	32	149	147

教職員の感染経路



教職員	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭内感染	222	273	55	62	162	143
学校内感染	171	84	18	40	88	44
その他	128	83	8	16	39	37
感染経路不明	696	501	130	121	345	280
回答なし	1	1	0	0	0	0
合計	1218	942	211	239	634	504

児童生徒等感染者の推移 (R2 .6/1 ~ R3 .5/31に文部科学省に報告があった件数)



<表 5人以上の発生校数>

令和2年6月1日~令和3年5月31日までに文部科学省に報告があったもの

学校種	5人以上の感染者が 発生した校数	
	発生校数	学校数に占める割合(%)
小学校	93	0.48
中学校	97	0.96
高等学校	313	6.42
特別支援学校	16	1.39
合計	519	1.45

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本： 身体的距離の確保、 マスクの着用、 手洗い

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。

家に帰ったらまず手や顔を洗う。

人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。

発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。

地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底

こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) 身体的距離の確保

「3密」の回避(密集、密接、密閉)

一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

通販も利用

1人または少人数ですいた時間に

電子決済の利用

計画をたてて素早く済ます

サンプルなど展示品への接触は控えめに

レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

会話は控えめに

混んでいる時間帯は避けて

徒歩や自転車利用も併用する

食事

持ち帰りや出前、デリバリーも

屋外空間で気持ちよく

大皿は避けて、料理は個々に

対面ではなく横並びで座ろう

料理に集中、おしゃべりは控えめに

お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

娯楽、スポーツ等

公園はすいた時間、場所を選ぶ

筋トレやヨガは、十分に人との間隔を

もしくは自宅で動画を活用

ジョギングは少人数で

すれ違うときは距離をとるマナー

予約制を利用してゆったりと

狭い部屋での長居は無用

歌や応援は、十分な距離がオンライン

イベント等への参加

接触確認アプリの活用を

発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと

オフィスはひろびろと

会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面 飲酒を伴う懇親会等

飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面 大人数や長時間におよぶ飲食

長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面 マスクなしでの会話

マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面 狭い空間での共同生活

狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面 居場所の切り替わり

仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



事務連絡
令和3年7月29日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

在留外国人のお祭り等における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（参考送付）

このたび、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、近日中に想定されるお祭り等が安全に開催できるよう、別添の事務連絡（「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（第6報）令和3年7月29日」）が発出されましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について、適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel : 03-5253-4111（内線 3222）
Fax : 03-5253-3669,
E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

July 29th, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Thorough countermeasures against novel coronavirus disease (COVID-19)
for festivals of foreign residents

MEXT would like to announce that the **Office for Novel Coronavirus Disease Control, Cabinet Secretariat** has issued “Thorough countermeasures against novel coronavirus disease (COVID-19) for festivals of foreign residents (Notification dated July 29th, 2021)”, in order to be able to hold safely upcoming festivals. Please kindly find attached the file.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To the prefectural miscellaneous school departments in each prefecture: please send this notification to schools for foreign nationals among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To the JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane, UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, MEXT

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

在留外国人が自国の伝統や風習等に基づきお祭り等を行うに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組むことができないということがないように、感染防止策について速やかな周知をお願いします。

事務連絡
令和3年7月29日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

在留外国人のお祭り等における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（第6報）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

ご承知の通り、緊急事態宣言が発出され、東京都及び沖縄県が緊急事態措置を実施すべき区域の対象とされたほか、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、これらの区域においては不要不急の外出自粛等が要請されているところですが、これらの区域以外においても引き続き、基本的な感染防止策の徹底が求められます。

こうした中、「在留外国人が参加するお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年10月30日、11月13日、12月18日、令和3年2月19日、4月21日発出）でお知らせしてきましたとおり、在留外国人における大規模クラスター等が発生しないよう早期かつ適切な対応を行うべく、在留外国人に対する情報発信等の取り組みが求められているところです。

在留外国人においては、自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等を実施するに当たり、言葉の壁等により適切な感染防止策に取り組めない状況があるのであれば、必要な支援を講ずる必要があります。

つきましては、当面、近日中に想定される下記1のお祭り等が安全に開催できるよう、在留外国人担当部局等の関係部局や、国際交流協会等などの関係団体等と連携の上、在留外国人やその関係の方々に対し、下記2の点について、速やかな周知をお願いします。

なお、当室においても関係外交代表団や団体等と連携し、より有効な情報発信や支援を進めてまいります。引き続き、在留外国人に対する適切な感染拡大防止のための支援等について御尽力、御協力をお願いします。

記1

直近の主なお祭り等（地域によって、日程が異なる可能性があることに留意）

- ・ 8月10日 イスラム歴新年（インドネシア等）
- ・ 9月17日 中秋節（中国）
- ・ 9月中旬～10月上旬 オクトーバーフェスト（ドイツ）

- ・ 10月3日 旧盆（韓国）
- ・ 10月1日～7日 国慶節（中国）
- ・ 10月2日 インドラ・ジャトラ（ネパール）
- ・ 10月7日～19日 ダサイン（ネパール）
- ・ 10月15日 ダシャラー祭（インド）
- ・ 10月19日 ムハマッド降誕祭（インドネシア等）
- ・ 10月31日 ハロウィン（アメリカ等）

記2

- 1 体調が悪い場合は、イベントや会食に参加しないこと。
- 1 密が発生しやすい場所や基本的な感染防止策が徹底されていないイベントや会食への参加を控えること。特に、多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- 1 イベントや会食の参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 1 街頭や飲食店での大量または深夜にわたる飲酒や、飲酒しての行事への参加は、その行事の特性を踏まえつつ、なるべく自粛すること。
- 1 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい楽しみ方を検討すること。
- 1 新型コロナウイルス感染症に感染したと疑われる場合で、医療機関への受診等に関して疑問等がある場合には、居住する自治体の相談窓口等に電話すること。

（以上）

【参考：当室の外国人向け新型コロナウイルス感染症回避のためのポスター等（19言語）】

英語：<https://corona.go.jp/en/>、アラビア語：<https://corona.go.jp/ar/>、
 イタリア語：<https://corona.go.jp/it/>、スペイン語：<https://corona.go.jp/es/>、
 ドイツ語：<https://corona.go.jp/de/>、ロシア語：<https://corona.go.jp/ru/>、
 韓国語：<https://corona.go.jp/ko/>、フランス語：<https://corona.go.jp/fr/>、
 ポルトガル語：<https://corona.go.jp/pt/>、中国語（簡体字）：<https://corona.go.jp/zh-cn/>、
 中国語（繁体字）：<https://corona.go.jp/zh-tw/>、インドネシア語：<https://corona.go.jp/id/>、
 タガログ語：<https://corona.go.jp/tl/>、カンボジア語：<https://corona.go.jp/km/>、
 ベトナム語：<https://corona.go.jp/vi/>、タイ語：<https://corona.go.jp/th/>、
 ミャンマー語：<https://corona.go.jp/my/>、ネパール語：<https://corona.go.jp/ne/>、
 やさしい日本語：<https://corona.go.jp/ja-easy/>

やさしい日本語を除く18言語については、在留外国人が参加するお祭り等における留意事項を翻訳したチラシや、基本的な感染予防策の徹底及び3密の回避を呼び掛けるポスターもございますので、是非ご活用ください。

【参考：電話相談窓口】

- 各都道府県の相談窓口（医療機関への受診に関する疑問）
- ・ やさしい日本語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>
 - ・ 英語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-en.html>
 - ・ ポルトガル語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-pt.html>
 - ・ 中文（簡体）：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-cs.html>
 - ・ 中文（繁体）：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-ct.html>

・韓国語：<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-kr.html>

厚生労働省電話相談窓口（発生状況、全般に関する疑問）

・電話番号 0120-565-653（9時から21時対応）

・対応言語 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語
タイ語は9時から18時対応、ベトナム語は10時から19時対応

【参考：外国人の生活支援にかかる情報等】

外国人在留支援センター（FRESC）（出入国在留管理庁）

<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

外国人生活支援ポータルサイト

各省の支援施策や地域における外国人向けの生活相談窓口の一覧等を言語別に掲載。

トップページ：<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

【参考：厚生労働省 新型コロナワクチン情報】

英語 Web サイト「COVID-19 Vaccine」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/vaccine.html>

外国語の新型コロナワクチンの予診票等（予防接種のお知らせ例、他）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）

担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、鈴木、上田、山口、岩熊、倉本

TEL：03-6257-1309

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（参考送付）

このたび、令和3年8月2日から8月31日までを期間として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を対象に、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、東京都及び沖縄県を対象区域として、緊急事態宣言の期間が令和3年8月31日まで延長されることとなりました。

また、令和3年8月2日から8月31日までを期間として、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県が新たに「まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）」とされるとともに、既に重点措置区域とされていた、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府について、「まん延防止等重点措置」が8月1日をもって終了しました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

変更後の対処方針における学校の取扱いについては、別添資料のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）」によりお知らせした内容から変更はありません。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel : 03-5253-4111（内線 3222）
Fax : 03-5253-3669,
E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 2, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency and the other measures

The "Declaration of a state of emergency for COVID-19" has been declared for Saitama, Chiba, Kanagawa and Osaka Prefectures from August 2 until August 31, and the period of the Declaration of a state of emergency for Tokyo and Okinawa Prefectures has been extended until August 31.

In addition, Hokkaido, Ishikawa, Kyoto, Hyogo and Fukuoka prefectures have newly been designated as the areas where the Priority preventative measures should be taken during the period from August 2 until August 31. Furthermore, the Priority preventative measures for Saitama, Chiba, Kanagawa and Osaka Prefectures have ended on August 1.

In accordance with the above, the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised.

The countermeasures against COVID-19 at schools that are stipulated in the revised Basic Policies, as the attached document, remain the same as what was announced by the "Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of the state of emergency in accordance with the Act on Special Measures against Pandemic Influenza and New Infectious Diseases (Notification dated July 9, 2021 by Health Education and Shokuiku Division, Elementary and Secondary Education Bureau, MEXT)".

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to schools for foreign students among the "miscellaneous category" schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane, UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

7月30日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年7月30日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月2日から8月31日までを期間として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、東京都及び沖縄県を対象区域として、法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年8月31日まで延長されることとなりました。

また、令和3年8月2日から8月31日までを期間として、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県が新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、既に重点措置区域とされていた、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が令和3年8月1日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染

症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照)や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について(周知・調査)」(令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配付を進めております。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、今後置き換わりが進むことが想定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配慮いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)
https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver.6）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- ・小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であり、これから大会やコンクールが多く開催されることや生徒の心情等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における

部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙2を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3．学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。)についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

(参考)文部科学省ホームページ「Q&A(学校設置者・学校関係者の皆様へ)学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4．運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5．変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030730.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

< 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

< 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について(依頼)

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

< 本件担当 >

(運動部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話：03-5253-4111(内線 3777)

(文化部活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111(内線 2832)

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1. 大会等の運営

(1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

(2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際等は、周囲の人となるべく距離（ ）を空けさせること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）の距離を空けること。

2．大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する14日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離()を空けさせること。
- ()感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に(最低1 m)の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やりハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者进行特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（ ）を十分確保すること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

（ 6 ）大会等の会場の環境

換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

（ 7 ）施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

（ 8 ）ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

（ 9 ）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（ 6 ） のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。